

〒892-0846

鹿児島県鹿児島市
加治屋町4-6 サークパス加治屋町301

横川 大泉 様

No. 45402250005033

御 礼

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、新富町ふるさと納税にご寄附を賜りまして、誠にありがとうございました。

下記のとおり、「寄附金受領証明書」を送付いたします。大切に保管してください。

今後とも、新富町へのご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

No. 45402250005033

寄 附 金 受 領 証 明 書

納付者氏名 横川 大泉 様

金 18,000 円也

ただし、「新富町ふるさと納税」に基づく寄附として、
記の金額を次のとおり受領したことを証明します。

振込日 令和7年3月4日

収納日 令和7年3月4日

受付番号 RA-330597-20250304-0484026914 (楽天ふるさと納税)

令和7年3月11日

〒889-1493

宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

宮崎県新富町長 小嶋 崇嗣



※本受領証明書は確定申告等の際、税金の控除に必要な書類となりますから、大切に保管してください。
※なお、令和元年6月21日より「納税者住所」を印字しておりませんが、確定申告に影響はございませんので、ご安心ください。

- (注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書には本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。
- (注2) 所得税の確定申告書を提出しない者及び給与所得者で年末調整を受けた者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書を寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ提出し申告をしてください。
- (注3) 今回お送りさせていただくお礼の品については、税法上の一時所得に該当します。
「ふるさと寄附金」を支出した者が地方公共団体から謝礼を受けた場合の課税関係(国税庁HP)
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/37.htm>

確定申告をされる方へ

ふるさと納税総合窓口「ふるまど」に寄附情報を登録すると、e-Taxで確定申告する際に必要な寄附金受領証明書XMLデータをまとめてダウンロードできます。国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」や「QRコード付証明書等作成システム」でご利用いただけます。

